

1 計画の基本的な考え方

○計画策定の背景と趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」）が成立した。

また、令和5年3月29日に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）が公示された。

女性支援法、基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせることを目的として本計画を策定する。

また、本計画は、「堺市基本計画2025」及び「堺市SDGs未来都市計画」を上位計画とし、本計画の取組の推進を通して、関連する重点戦略とゴールの達成に貢献するものである。

2 困難な問題を抱える女性をめぐる堺市の現状・課題

(1) 現状

女性相談員の配置状況（令和6年4月1日時点）

- ▶ 女性相談員の配置 15名（堺市配偶者暴力相談支援センター含む）

女性相談員の相談状況等（令和4年度）

- ▶ 相談件数 延べ（4,082件）、実人数（1,952件）
- ▶ 相談件数（年齢別）※実人数
19才以下（28件）、20代（320件）、30代（484件）、40代（550件）、50代（307件）
60代以上（159件）、年齢不明（104件）
- ▶ 相談件数（主訴別）
配偶者等からの暴力（1,154件）、離婚問題（251件）、配偶者等以外からの暴力（254件）、
ストーカー被害（6件）、その他（195件）、経済問題（37件）、医療問題（28件）、
住居問題（19件）、居住先なし（7件）、売春問題（1件）
- ▶ 支援件数（支援内容別）
庁外関係機関や施設等の利用※（945件）、庁内関係機関との連携※（144件）、一時保護（35件）、
他府県相談員との連携（5件）、助言や情報提供（823件）
※同一支援対象者について、複数の関係機関と連携する場合がある。

堺市配偶者暴力相談支援センターの相談状況等（令和4年度）

- ▶ 相談件数 延べ（349件）、実人数（198件）

民間団体との連携

- ▶ 母子生活支援施設運営法人にシェルター運営・時間外電話相談を委託及び弁護士相談に係る補助金交付
- ▶ 弁護士によるDV専門法律相談
- ▶ 大学の先生等による個別事例検討、研修会

(2) 課題（例）※意見聴取予定

- ▶ 配偶者からの暴力の割合が高く、避難から自立までに、女性相談員が多くの関係機関と個別に連携する必要がある。
- ▶ 若年層の相談の割合が小さく、支援が必要な若年女性が相談に繋がっていない可能性がある。
- ▶ 来所相談の割合が高く、同行支援等で女性相談員が不在の時に、専門的な支援ができない。

3 基本目標（令和7年度～令和11年度）※意見聴取予定

- ▶ 女性支援に必要な関係者や支援者が連携し、円滑に支援を行う。
 - ▶ 若年女性の支援対象者を早期に把握し、適切な支援に繋げる。
 - ▶ 全ての支援対象者に、それぞれの状況に応じた、必要な支援をする。
- ※目標に対するKPIは、委員の意見を聴取の上検討予定。

4 支援内容 ※現在の支援内容を列挙しています。追加で必要な支援について委員から意見を求めます。

(1) 支援対象者の早期の把握

- ▶ 配偶者暴力相談支援センターの周知リーフレットを救急隊からDV被害が疑われる方へ配布
- ▶ 堺市の女性相談窓口や取組の発信（マスメディアの取材協力）
- ▶ DVが疑われる方の情報を庁内で共有

(2) 居場所の提供

- ▶ 緊急避難できる一時避難所の確保
- ▶ 一時保護入所に向けた大阪府との調整
- ▶ 母子生活支援施設入所に向けた施設との調整

(3) 適切な相談支援

- ▶ 窓口、電話での適切な情報提供、助言の実施
- ▶ 自治体窓口、裁判所等への同行支援
- ▶ 女性相談員を中心とした庁内関係部署との連携
- ▶ 女性相談窓口の周知（配偶者暴力相談支援センターの周知、リーフレット、HP）
- ▶ 女性相談支援員の研修、専門家による個別事例検討会の実施
- ▶ 弁護士によるDV専門法律相談の実施
- ▶ 時間外電話相談窓口の開設
- ▶ 男性被害者への支援（配偶者暴力相談支援センターのみ）

(4) 一時保護

- ▶ 一時保護中の携帯電話や外出などの制限は必要最小限とする必要性を丁寧に説明すると同時に、適正な情報提供に努め、一時保護の必要な女性が一時保護につながるよう支援
- ▶ それぞれの状況に応じた一時保護や多様なニーズに対応した支援の実施

(5) 被害回復支援

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助

(6) 日常生活の回復支援

- ▶ 保護命令申立書作成の支援
- ▶ 入所施設等と連携し、一時保護を経て施設入所する支援対象者への同行支援
- ▶ 母子生活支援施設退所前の住居確保の支援
- ▶ 住民票の異動の同行支援

(7) 同伴児童等への支援

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者児童の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 同伴児童等への支援体制の調整
- ▶ 緊急避難時に、DV被害者及び同伴児童に自立支援金の給付
- ▶ 家庭児童相談員との連携

(8) 自立支援

- ▶ 相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネート
- ▶ 個別ケース支援調整会議における支援体制の調整を促進
- ▶ 住基支援措置の意見の付与
- ▶ 年金や給付金等の申請に必要なDV証明書の発行
- ▶ 離婚前の方を対象とした離婚に関するオンラインセミナーの実施
- ▶ 庁外・庁内連携機関を委員とするDV対策連絡会議（年1回）の開催

(9) アフターケア

- ▶ 母子生活支援施設の退所前の自立支援
- ▶ 女性相談員を中心とした継続的なアフターケアの実施

5 計画の推進と進捗管理

- ▶ 計画の推進
堺市DV対策連絡会議で情報共有や意見交換を行い、関係機関や庁内関係部署と連携して、計画を推進する。
- ▶ 計画の進捗管理
毎年度、KPIの達成状況を堺市DV対策連絡会議で報告し、課題や改善点があれば、支援内容の見直しを行う。

6 基本計画の期間

- ▶ 基本計画の対象期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とする。